

# 移住・定住・子育て支援として

## 『子育て世代』や『親元同居・近居する人』の住宅取得を応援しています！

問企画財政課 企画係 ☎ 52-5803

### ①子育て住まいの支援事業 【基本交付額 10万円】

対象者のうち、中学生以下の子どもを扶養している人に、補助金10万円(最高35万円)を交付します。

以下の加算要件に該当する場合は、基本交付額にさらに加算します。

#### ◇加算要件

- ①扶養している中学生以下の子の人数
- ②町内在住の親世帯(5年以上在住)との同居・近居
- ③住民異動による町内への転入

※要件の詳細は、お問い合わせください。

#### ◇住宅要件

- ①住宅登記を完了していること。
- ②住宅の持分が申請世帯(親世帯を除く)の合計で2分の1以上であること。

本事業とセットで『【フラット35】地域連携型(子育て支援)』を利用できます

『【フラット35】地域連携型』とは、子育て支援に対する積極的な取組を行う田布施町と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する田布施町による補助金交付などの財政的支援とあわせて、『フラット35』の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

※詳細は、フラット35サイトをご覧ください。

申請書も取得できます。



### ②お帰りなさい！親元同居・近居住宅取得応援事業 【基本交付額 5万円】

対象者のうち、親世帯と新たに同居する人や町内に近居する人に、補助金5万円(最高15万円)を交付します。

※住民異動により町外から町内に転入する場合は、基本交付額(5万円)にさらに10万円分加算します。

#### ◇住宅要件

- ①住宅登記を完了していること
- ②住宅の持分が子世帯の合計で2分の1以上であること

#### ◇対象者要件

町内に親世帯が5年以上在住している人、または町内に子世帯が5年以上在住しており、親世帯の住民異動により新たに同居を開始する人  
※すでに同居している人は対象外です。

### 共通事項

#### ◇対象

町内に新たに住宅を新築・中古購入する人

◇申請期間 令和8年3月末まで(令和8年2月27日(金)までに事前相談が必要)

※登記完了後、**6か月以内に申請**してください。

◇申請方法 企画財政課企画係での事前相談(申請対象者には相談後に書類を配布)

#### ◇注意事項

- ・県が実施する支援事業とは異なる事業です。
- ・対象とならない場合もありますので、お問い合わせください。

### 『やまぐち若者定住応援事業

### 補助金』を実施します

山口県では、若者の県内定着・還流を促進するため、住宅を取得する若者を対象にした住宅ローンの利子補給制度を実施し、『やまぐちにずっと住みたい！』を応援します。

◇補助額 居住開始後に支払ったローン返済利息額の2分の1を補助(1年間最大12万円)

◇対象 令和7年4月1日以降に居住を開始した29歳以下(平成8年4月2日以降生まれ)の人  
※夫婦の場合は、どちらかが29歳以下の世帯が対象。

◇申請期間 申請受付は、令和7年7月に開始予定です。原則、居住開始後3か月以内に申請してください。

※令和7年4月～6月に居住を開始した人は、9月30日(火)までに申請が必要です。

#### ◇申請方法

『やまぐち電子申請システム』によるオンライン申請、または企画財政課(2階⑩窓口)に申請書を提出(郵送可)してください。  
※申請書は、県ホームページからダウンロードしてください。

#### ◇問合せ先

・県総合企画部中山間・地域振興課地域企画班  
☎ 083-933-2549  
・企画財政課企画係 ☎ 52-5803